

# 2014 J 2 ・ J 3 入れ替え戦試合実施要項

## 第1条〔趣 旨〕

本実施要項は、Jリーグ規約第17条に基づき、2014 Jリーグディビジョン2（以下「J2」という）に所属するクラブと2014 J3リーグ（以下「J3」という）に所属するクラブとの入れ替えを決める試合（以下「入れ替え戦」という）の実施に関し定める。試合の実施に関して本要項に定めのない事項については、「2014 J1・J2リーグ戦試合実施要項」を準用する。同要項の準用にあたっては、入れ替え戦に参加するクラブを同要項に定める「J2クラブ」にあたるものとみなす。

## 第2条〔参加クラブおよびJ2・J3の入れ替え〕

- (1) 入れ替え戦は、Jリーグ規約第17条第3項第2号および同条第4項によりこれが実施されない場合を除き、第17条の規定に基づき、以下のクラブが参加して行う。
  - ① 2014 J3リーグ戦の年間順位2位クラブ
  - ② 2014 J2リーグ戦の年間順位21位クラブ。ただし、Jリーグ規約第17条第3項第1号の場合は、同22位クラブ
- (2) 入れ替え戦はホーム&アウェイ方式により2試合行い、第1戦を当該J3クラブのホームゲーム、第2戦を当該J2クラブのホームゲームとする。
- (3) 入れ替え戦の勝者が翌シーズンのJ2クラブとなり、敗者が翌シーズンのJ3クラブとなる。

## 第3条〔試合の主催等〕

- (1) 試合は、すべて協会およびJリーグが主催し、Jリーグが主管する。
- (2) Jリーグは、各試合の主管権をホームクラブに譲渡する。

## 第4条〔出場資格を得るための追加登録期限〕

J2クラブ、J3クラブともに、2014年9月19日までに協会への選手登録およびJリーグ登録を完了した選手のみが入れ替え戦への出場資格を有する。

## 第5条〔試合の勝敗の決定〕

- (1) 入れ替え戦は1試合90分間（前後半各45分）とする。
- (2) 2試合が終了した時点で、勝利数が多いクラブを勝者とする。
- (3) 2試合が終了した時点で、勝利数が同数の場合には、次の各号の順序により勝者を決定する。
  - ① 2試合における得失点差
  - ② アウェイゴール数
  - ③ 2試合目終了時に、30分間（前後半各15分）の延長戦
  - ④ PK方式（各チーム5人ずつ。決着がつかない場合は6人目以降は1人ずつで、勝敗が決定するまで）

- (4) 前項第3号の延長戦に出場する者は、2試合目終了時にピッチ内でプレーしていた選手とする。ただし、2試合目と合わせて最大3名までの交代を行うことができる。
- (5) 第3項第4号におけるPK方式に参加できる者は、延長戦終了時にピッチ内でプレーしていた選手のみとする。ただし、ゴールキーパーについては、負傷によりプレー続行不可能で、かつ延長戦終了までに選手交代が3名に達していない場合に限り、残りの交代要員と交代することができる。
- (6) 第3項第4号におけるPK方式は、ホーム側のゴールを使用するものとする。ただし、主審がピッチおよびゴールの状況、選手の安全確保等に問題があると判断した場合は、ビジターチーム側のゴールを使用することができる。

#### 第6条〔広告看板等の設置〕

- (1) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグの指定した位置に大会タイトル看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。  
サイズ：900mm × 15,000mm  
枚数：1枚
- (2) ホームクラブは、スタジアムにおいて、Jリーグが指定した位置に冠スポンサーが広告看板を掲出できるスペースを確保しなければならない。  
サイズ：900mm × 6,000mm  
枚数：最大6枚
- (3) クラブスポンサー等の広告看板および横断幕の設置位置は、原則として次の各号のとおりとする。ただし、観客等の視野を妨げるものであってはならない。
  - ① タッチライン側：タッチラインから5m以上離れていること
  - ② ゴールライン側：ゴールラインから5m以上離れたカメラマン（フォトグラファー、TVクルー）用のラインに沿っていること
- (4) クラブスポンサー等の広告看板、横断幕、回転式看板および電光看板を掲出する場合は、原則として掲出日の7日前までに所定の「広告掲出申請書」（別紙2）によりJリーグに申請し、その承認を得なければならない。

#### 第7条〔手当等〕

- (1) 審判員の手当て等は以下のとおりとする。  
手当て：主審 60,000円 副審 30,000円 第4の審判員 10,000円  
ただし協会が認定したスペシャル審判員は試合毎の手当て支払いの対象としない。  
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による。
- (2) マッチコミッショナーの手当て等は以下のとおりとする。  
手当て：30,000円  
交通費・宿泊費：Jリーグの「旅費規程」による

#### 第8条〔試合エントリー選手の人数〕

各試合にエントリーすることができる選手の人数は、ホームクラブが所属するリーグの試合実施要項の定めに従うものとする。

第9条〔外国籍選手〕

各試合にエントリーすることができる外国籍選手の人数は、ホームクラブが所属するリーグの試合実施要項の定めに従うものとする。

第10条〔フィールド内のチーム要員〕

フィールド内に用意されたベンチに着席できる人員については、ホームクラブが所属するリーグの試合実施要項の定めに従うものとする。

第11条〔選手の交代〕

選手の交代については、ホームクラブが所属するリーグの試合実施要項の定めに従うものとする。

第12条〔遠征費用〕

チームの遠征に要する交通費・宿泊費は、遠征を行ったクラブが負担する。

第13条〔改正〕

本実施要項の改正は、Jリーグ理事会の承認により、これを行うものとする。